

議案第1号

龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例について

龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例を次のとおり定める。

令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例

(設置の目的)

第1条 龍ヶ崎市森林公園の施設の維持及び整備(整備に要した市債の償還を含む。)並びに龍ヶ崎市森林公園の魅力向上を図る施策に資するため、龍ヶ崎市森林公園維持整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関(以下「金融機関等」という。)への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的のためでなければ、処分することができない。ただし、預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合において、当該金融機関等の市の預金又は貯金と借入金を相殺するための借入金の償還の財源に充てるときは、この限りでない。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第2号

龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成20年龍ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第14条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第14条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて<u>準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

付 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年龍ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>北竜台学園</u>	龍ヶ崎市長山3丁目1番地	<u>（仮称）長山中学校区</u> <u>義務教育学校</u>	龍ヶ崎市長山3丁目1番地

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年龍ヶ崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 重度心身障がい者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。<u>以下「高齢者医療確保法」という。</u>）第50条第2号の政令で定める程度の障がいの状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>ア } 省 略</p> <p>ヶ }</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 重度心身障がい者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障がいの状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>ア } 省 略</p> <p>ヶ }</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその</p>

者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 省 略

(3) 重度心身障がい者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4

者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 省 略

(3) 重度心身障がい者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4

項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例によるものとする。

項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例によるものとする。

3 省 略

3 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号及び同条第2項（同条第1項第1号に規定する基準額の算出に係る部分に限る。）の規定は令和6年6月1日から、改正後の同条第1項第3号及び同条第2項（同条第1項第3号に規定する額の算出に係る部分に限る。）の規定は同年8月1日から適用する。

議案第5号

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市立保育所設置条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所の要件) 第5条 <u>保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</u></p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に保育所において保育する必要があると認める児童</u></p>	<p>(入所の要件) 第5条 保育所に入所できる乳児又は幼児は、<u>児童福祉法第24条第1項の規定に該当する者その他保育を必要とすることが明らかな者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入所を制限することができる。</u></p> <p>(1) <u>感染症その他悪質な疾患を有する者</u></p> <p>(2) <u>身体が虚弱で集団保育に耐えない者</u></p> <p>(3) <u>精神病又は悪癖を有する者</u></p>

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例（平成22年龍ヶ崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 施設の開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <p>(1) 施設の開館時間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td><u>土曜日の場合 午前9時から正午まで</u> <u>上記以外の場合 午前9時から午後4時まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 休館日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>ファミリーサポートセンター・保育ルーム</td> <td>日曜日、土曜日及び休日並びに12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	開館時間	子育て支援センター	<u>土曜日の場合 午前9時から正午まで</u> <u>上記以外の場合 午前9時から午後4時まで</u>	省 略		施設の名称	休館日	子育て支援センター	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日まで	ファミリーサポートセンター・保育ルーム	日曜日、土曜日及び休日並びに12月29日から翌年1月3日まで	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 施設の開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <p>(1) 施設の開館時間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td><u>午前9時から午後4時まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 休館日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援センター・ファミリーサポートセンター・保育ルーム（リフレッシュ保育）</td> <td>日曜日、<u>土曜日</u>及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	開館時間	子育て支援センター	<u>午前9時から午後4時まで</u>	省 略		施設の名称	休館日	子育て支援センター・ファミリーサポートセンター・保育ルーム（リフレッシュ保育）	日曜日、 <u>土曜日</u> 及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで
施設の名称	開館時間																						
子育て支援センター	<u>土曜日の場合 午前9時から正午まで</u> <u>上記以外の場合 午前9時から午後4時まで</u>																						
省 略																							
施設の名称	休館日																						
子育て支援センター	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日まで																						
ファミリーサポートセンター・保育ルーム	日曜日、土曜日及び休日並びに12月29日から翌年1月3日まで																						
施設の名称	開館時間																						
子育て支援センター	<u>午前9時から午後4時まで</u>																						
省 略																							
施設の名称	休館日																						
子育て支援センター・ファミリーサポートセンター・保育ルーム（リフレッシュ保育）	日曜日、 <u>土曜日</u> 及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで																						

(リフレッシュ保育)			
省 略		省 略	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例（平成28年龍ヶ崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第3条 駅前こどもステーションの施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>保育ルーム</u> 保護者の育児疲れ解消等を目的とする児童の一時的な保育を提供する施設</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 駅前こどもステーションの開館時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 駅前こどもステーションの施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>送迎ステーション</u> 保護者の通勤時間が児童の通う保育所、保育園、認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」という。）の開所時間外である児童を一時預かりし、朝夕の保育所等の開所時間内に当該児童を送迎ステーションから保育所等に送迎することで、保護者の送迎に係る負担の軽減及び保育等の需要の地域的偏在による保育所等の入所者数の均衡を図るための施設</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 駅前こどもステーションの開館時間は、<u>次に掲げるとおり</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(1) <u>送迎ステーション</u></p> <p>ア <u>基本利用</u> <u>午前6時30分から午前9時30分まで及び午後4時30分から午後7時まで</u></p>

(休館日)

第5条 駅前子どもステーションの休館日は、次の表のとおりとする。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

区分	休館日
子育て支援センター	(1) 日曜日及び火曜日から木曜日まで (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 12月29日から翌年1月3日まで
保育ルーム	(1) 日曜日、月曜日、金曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の範囲)

第6条 駅前子どもステーションを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 省 略

(2) 保育ルーム 市内に住所を有する生後6月から3歳までの児童

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者であっても、規則

イ 延長利用 午後7時から午後9時まで(利用希望者のある場合に限る。)

(2) 子育て支援センター 午前10時から午後4時まで
(休館日)

第5条 駅前子どもステーションの休館日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用者の範囲)

第6条 駅前子どもステーションを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 送迎ステーション 市内に住所を有し、市内の保育所等に在所している満2歳以上の児童であって、保護者の通勤時間等の状況により、保育所等の開所時間内に当該保護者が当該保育所等に送迎することが困難なもの

(2) 省 略

で定めるものは、駅前こどもステーションを利用することができる。

(保育ルームの利用の許可)

第7条 保育ルームを利用する者（以下「保育ルーム利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 省 略

(保育ルームの利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、保育ルーム利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) その他保育ルームの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第10条 駅前こどもステーションの使用料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 省 略
- (2) 保育ルーム

区分	使用料
2時間まで	300円
最初の2時間を超え30分増すごとに	150円
複数の児童を預ける場合	2人目から上記使用料の2分の1

(使用料の減免)

(送迎ステーションの利用の許可)

第7条 送迎ステーションを利用する者（以下「送迎ステーション利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 省 略

(送迎ステーションの利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、送迎ステーション利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) その他送迎ステーションの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第10条 駅前こどもステーションの使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 送迎ステーション

ア 基本利用 月額2,000円。ただし、1日のみの利用のときは、1日当たり200円

イ 延長利用 1時間当たり200円

(2) 省 略

(使用料の減免)

第11条 前条第2号の規定にかかわらず、市長は、保育ルーム利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

第11条 前条第1号の規定にかかわらず、市長は、送迎ステーション利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の前日においても、利用の許可の手續その他保育ルームの利用のために必要な準備行為を行うことができる。

議案第8号

龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市保健センター設置条例（昭和58年龍ヶ崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 龍ヶ崎市保健センター 位置 <u>龍ヶ崎市3543番地</u>	(名称及び位置) 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 龍ヶ崎市保健センター 位置 <u>龍ヶ崎市馴馬町2855番地</u>

付 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号

龍ヶ崎市立図書館に係る指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成29年龍ヶ崎市条例第1号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 管理を行わせる公の施設の名称 | 龍ヶ崎市立図書館
(1) 龍ヶ崎市立中央図書館
(2) 龍ヶ崎市立図書館北竜台分館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 図書館流通センター・アビック共同事業体
代表者 株式会社図書館流通センター
構成員 株式会社アビック |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 株式会社図書館流通センター
- 2 所 在 地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 3 代表者職氏名 代表取締役 谷一 文子
- 4 設 立 年 月 日 昭和54年12月20日
- 5 設 立 目 的 設立目的のうち主なもの
 - (1) 書籍及び雑誌の販売
 - (2) 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売
 - (3) 図書館の設計・運営管理・システムに関する企画及び技術の提供
 - (4) 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理
- 6 主な運営実績
 - (1) 指定管理者としての図書館の管理実績
 - 【主な管理施設】
 - 茨城県水戸市
 - 水戸市立東部図書館外4施設（令和3年4月から令和8年3月まで）
 - 茨城県筑西市
 - 筑西市立中央図書館外1施設（令和6年4月から令和11年3月まで）
 - 東京都千代田区
 - 千代田区立日比谷図書文化館（令和4年4月から令和9年3月まで）
 - (2) その他公立図書館の管理実績
 - 【主な管理施設】
 - 茨城県土浦市

土浦市立図書館（令和5年4月から令和8年3月まで）
埼玉県さいたま市
さいたま市立北図書館（令和5年4月から令和10年3月まで）
東京都世田谷区
世田谷区立世田谷図書館（令和6年4月から令和9年3月まで）

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- | | |
|-------------|---|
| 1 名 称 | 株式会社アビック |
| 2 所 在 地 | 茨城県水戸市袴塚二丁目4番46号 |
| 3 代表者職氏名 | 代表取締役 秋山 英樹 |
| 4 設 立 年 月 日 | 平成元年3月6日 |
| 5 設 立 目 的 | 設立目的のうち主なもの
(1) 不動産の仲介、賃貸、売買、管理業務
(2) ビルメンテナンス業務
(3) 建物内外の清掃業務
(4) 建築物の電気設備、空調設備、給排水設備、衛生設備、消防設備、通信設備、保安防災設備、昇降運搬設備、舞台設備、音響設備、照明設備、監視制御装置等の運転操作、監視保守、点検整備に関する業務 |
| 6 主な運営実績 | (1) 指定管理者としての施設の管理実績
【主な管理施設】
茨城県小美玉市
小美玉市小川海洋センター（令和5年4月から令和10年3月まで）
福島県鏡石町
鏡石町民プール（令和5年4月から令和8年3月まで）
(2) その他施設管理実績
【主な管理施設】
茨城県北茨城市
北茨城市立図書館（清掃、空調設備保守等）（令和3年4月から令和8年3月まで） |

茨城県高萩市

高萩市文化会館（清掃、空調設備保守等）（令和4年4月から令和7年3月まで）

東京都新宿区

新宿区立中央図書館（清掃、警備等）（令和4年4月から令和7年3月まで）

議案第10号

龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）外16施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成29年龍ヶ崎市条例第1号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
- (1) 龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）
 - (2) 龍ヶ崎市陸上競技場（たつのこフィールド）
 - (3) 龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）
 - (4) 龍ヶ崎市高砂体育館
 - (5) 龍ヶ崎市小貝川市民運動公園
 - (6) 龍ヶ崎市高砂野球場
 - (7) 龍ヶ崎市若柴公園のテニスコート
 - (8) 龍ヶ崎市城南スポーツ公園のテニスコート
 - (9) 龍ヶ崎市大正堀川運動公園
 - (10) 龍ヶ崎市龍ヶ岡公園のテニスコート
 - (11) 龍ヶ崎市工業団地運動公園
 - (12) 龍ヶ崎市北竜台公園のグラウンド及びディスクゴルフ場
 - (13) 龍ヶ崎市横田川運動公園
 - (14) 龍ヶ崎市羽原川運動公園
 - (15) 龍ヶ崎市北文間体育館
 - (16) 龍ヶ崎市北文間多目的広場
 - (17) 龍ヶ崎市スポーツサロン北文間館

- 2 指定管理者となる団体の名称 たつのこまちづくりパートナーズ
代表者 コナミスポーツ株式会社
構成員 常陽メンテナンス株式会社
構成員 東洋グリーン株式会社
構成員 特定非営利活動法人クラブ・ドラゴンズ
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | コナミスポーツ株式会社 |
| 2 | 所 在 地 | 東京都品川区東品川四丁目10番1号 |
| 3 | 代表者職氏名 | 代表取締役社長 室田 健志 |
| 4 | 設 立 年 月 日 | 昭和48年3月14日 |
| 5 | 設 立 目 的 | 設立目的のうち主なもの
(1) スポーツ施設の経営及び運営受託
(2) スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設、保育所、有料老人ホームの経営
(3) スポーツ、健康、文化等に関する情報提供及び指導
(4) 各種スポーツ指導者の養成及び斡旋 |
| 6 | 主な運営実績 | (1) 指定管理者としてスポーツ施設等の管理実績
【主な管理施設】
龍ヶ崎市総合体育館外16施設（共同事業体代表）（平成26年4月から令和7年3月まで）
茨城県取手市
取手ウェルネスプラザ・ウェルネスパーク（2施設一括）（平成27年10月から令和7年3月まで）
埼玉県さいたま市
さいたま市記念総合体育館（平成30年4月から令和10年3月まで）
(2) その他施設管理運営実績
【主な管理施設】
岐阜県岐阜市 |

岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設（受託）（令和5年4月から令和8年3月まで）
兵庫県洲本市
洲本市文化体育館（受託）（平成17年4月から令和7年3月まで）

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 常陽メンテナンス株式会社
- 2 所 在 地 茨城県水戸市けやき台三丁目35番1号
- 3 代表者職氏名 代表取締役 福岡 敬志
- 4 設 立 年 月 日 昭和59年11月1日
- 5 設 立 目 的 設立目的のうち主なもの
 - (1) 建築物の環境衛生に関する総合管理
 - (2) 公共施設、ビル、事務所等の防犯防災に関する警備の請負
 - (3) 電気通信機器、空調設備の設置工事の設計、施工、保守
 - (4) 管工事業
- 6 主な運営実績
 - (1) 指定管理者としての施設の管理実績
【主な管理施設】
龍ヶ崎市総合体育館外16施設（共同事業体構成員）（平成26年4月から令和7年3月まで）
 - (2) その他施設管理等実績
【主な管理施設】
茨城県北茨城市
北茨城市スポーツ施設（設備管理業務）（令和4年4月から令和7年3月まで）
千葉県印西市
印西市牧の原地域交流センター（総合管理業務）（令和4年4月から令和7年3月まで）

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 東洋グリーン株式会社
- 2 所 在 地 東京都中央区日本橋人形町二丁目33番8号
- 3 代表者職氏名 代表取締役社長 笹倉 正司
- 4 設 立 年 月 日 昭和44年12月1日
- 5 設 立 目 的 設立目的のうち主なもの
 - (1) ゴルフ場、公園、緑地、グラウンド等の病虫害及び雑草防除の請負
 - (2) ゴルフ場、公園、緑地、グラウンド、屋内外スポーツ施設等の設計、施工、維持、管理、運営及びその貸出
 - (3) ゴルフ場、公園、緑地、グラウンド、屋内外スポーツ施設等に関する給水、排水設備工事の設計、施工、改修
 - (4) ゴルフ場、公園、緑地、グラウンド等の建設、維持、管理に関するコンサルタント業務
- 6 主な運営実績
 - (1) 指定管理者としての施設の管理実績
【主な管理施設】
龍ヶ崎市総合体育館外16施設（共同事業体構成員）（平成26年4月から令和7年3月まで）
 - (2) その他施設管理実績
【主な管理施設】
茨城県ひたちなか市
ひたちなか市総合運動公園（芝生管理業務）（令和6年5月から令和7年3月まで）
パナソニックスタジアム吹田（芝生管理業務）（平成27年10月から令和45年3月まで）
エディオンピースウイング広島（芝生管理業務）（令和5年12月から令和15年3月まで）

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 特定非営利活動法人クラブ・ドラゴンズ
- 2 所 在 地 茨城県龍ケ崎市120番地
- 3 代表者職氏名 理事長 富山 江利子
- 4 設 立 年 月 日 平成14年10月28日
- 5 設 立 目 的 設立目的のうち主なもの
 - (1) 地域の様々なクラブ活動の運営支援に関する事業
 - (2) スポーツ・文化イベントを通じたまちづくりの推進に関する事業
 - (3) 地域住民の健康維持増進に関する事業
 - (4) スポーツ関連施設の委託に関する事業
- 6 主な運営実績 キッズからシニアまでの各年代を対象にした教室を展開している。
 - (1) キッズ、ジュニアクラス
陸上教室、新体操教室、体操教室、水泳教室
 - (2) アスリートクラス
ドラゴンズトラッククラブ、新体操ピンクドラゴンズ、ドラゴンズラグビークラブ
 - (3) シニアクラス
パーソナルトレーニング、大人のゴルフ教室、大人の学び直し講座

議案第11号

龍ヶ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成29年龍ヶ崎市条例第1号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 龍ヶ崎市市民活動センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 特定非営利活動法人茨城県南生活者ネット
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 名 称 | 特定非営利活動法人茨城県南生活者ネット |
| 2 | 所 在 地 | 茨城県龍ヶ崎市川崎町5番地 |
| 3 | 代表者職氏名 | 代表理事 若松 紀子 |
| 4 | 設 立 年 月 日 | 平成16年5月11日 |
| 5 | 設 立 目 的 | 設立目的のうち主なもの
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 環境の保全を図る活動
(5) 情報化社会の発展を図る活動 |
| 6 | 主な運営実績 | 龍ヶ崎市市民活動センター指定管理者（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで） |

議案第12号

龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成29年龍ヶ崎市条例第1号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 管理を行わせる公の施設の名称 | 龍ヶ崎市自転車等駐車場
(1) 龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場
(2) 龍ヶ崎市佐貫中央駐輪場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター
- 2 所 在 地 茨城県龍ヶ崎市馴馬町3202番地
- 3 代表者職氏名 理事長 塚本 将男
- 4 設 立 年 月 日 昭和62年6月26日
- 5 設 立 目 的 定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望、知識及び経験に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、その能力を活かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、もって勤労意欲のある者に対する就労支援と高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 6 主な運営実績 龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）
龍ヶ崎市佐貫中央第1駐輪場・龍ヶ崎市佐貫中央第2駐輪場（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
龍ヶ崎市佐貫中央駐輪場（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第11号

和解に関することについて

令和6年7月4日午後4時頃、龍ヶ崎市4264番地1の龍ヶ崎市まいん健康サポートセンターの向かい側の駐車場において、下校途中の児童が蹴った石により、同施設の壁面のガラスを破損させた事故に関する和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和6年11月11日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

和解の内容 相手方が、本件事故により生じた損害の全てを賠償するものとする。